

## ～ 国際研修 ～

### 第2回ラオス本邦研修 －刑事訴訟法教材づくりの方向性は？

国際協力部教官

中 村 憲 一

現在、ラオスでは、JICAの技術支援の枠組みで「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」が実施されている。

このプロジェクトとの関係では、

- ・ 本誌44号に「特集：ラオス法整備支援プロジェクト開始」

が掲載されているほか、

- ・ 本誌47号で、2011年3月に東京で実施されたプロジェクトの第1回本邦研修（民法サブワーキンググループを対象）
- ・ 本誌49号で、同年9月にラオスで開催されたプロジェクトの現地セミナー（民事訴訟法サブワーキンググループを対象）

をそれぞれ取り上げ、報告がされている。

本稿では、2011年10月17日（月）から28日（金）にかけて大阪で行われた第2回本邦研修（刑事訴訟法サブワーキンググループを対象）につき報告する。

#### 1 本プロジェクトの概要と本研修までの活動

本プロジェクトの詳細については、前記の本誌44号掲載の特集を参照したいが、その概要は次のとおり。

期間 2010年7月～2014年7月（4年間）

実施機関 司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学及びその下部機関（司法省所管法科大学を含む。）

長期専門家 3名（検事・弁護士・業務調整）

ラオスでは、法理論の十分な理解に基づかない立法、行政及び司法の各実務が行われる傾向があるほか、法理論の体系的な説明や、法理論と実務上の問題の関連付けがほとんど行われないうまま法学教育・研修が行われている実情にある。そこで、本プロジェクトでは、各実施機関が共同して、ラオス民法・民事訴訟法・刑事訴訟法についての法理論と実務の関係を分析・検討し、結果を「モデル教材」に取りまとめることにより、法理論を踏まえた法学教育・研修の実施及び各実務の改善を前提として必要とされる人的・組織的能力を向上させることを目的としている。

本研修まで、刑事訴訟法サブワーキンググループでは、本プロジェクトの一環として、モデル教材作りに先立ち、ラオス刑事訴訟法に基づく手続を図示したチャート<sup>1</sup>の作成を行っていた。

#### 2 本研修の概要

##### (1) 参加者

本研修は、刑事訴訟法サブワーキンググループのメンバーを対象とする研修であり、ラオス国立大学法政治学部長であるヴィエンヴィライ・ティアンチャンサイ氏を始め、裁判所、検察院、国立大学、司法省及び同省所管の法科大学から合計13名の研修

<sup>1</sup> このチャートは、①刑事手続全体、②捜査機関の手続、③人民検察庁の手続、④人民裁判所の手続、⑤弁護士が参加する手続の5種類からなる。

員が来日し研修に参加した。

また、講師は、いずれも本プロジェクト刑事訴訟法アドバイザーグループのメンバーである名城大学法学部・大学院法学研究科の加藤克佳教授、同志社大学法学部の洲見光男教授、宮家俊治弁護士にお願いした。

なお、全日程を通して、JICA 長期派遣専門家である伊藤浩之検事（当部元教官）及び大阪地方裁判所の高木博巳裁判官が参加したほか、一部につき、JICA 国際協力専門員の佐藤直史弁護士、同職員の板垣賢樹氏及び元 JICA 長期派遣専門家で、現在、東京地方検察庁に勤務する渡部洋子検事が加わった。

## (2) 目標と内容のあらまし

今回の本邦研修は、刑事訴訟法サブワーキンググループを対象とするものとしては初めて行うものであり、その目標は、次のとおりである。

- ① 日本の刑事訴訟法の基本原則や実務における刑事訴訟手続（さらには、国際標準としての国際人権B規約の一部）を理解する。
  - ② これを参考にしつつ、ラオス刑事訴訟法の理論及び実務について研究する。
  - ③ 日本の法学教育や法律図書の種類・内容等について理解し、今後作成する刑事訴訟法のモデル教材のコンセプトや種類・スタイルを検討する。
- これらの目標を達成するため、次のプログラムとした（別添の日程案を参照）。

### ○ 講義

加藤教授、洲見教授、宮家弁護士、私

### ○ 事例検討会

ラオス側から提案された事例を基に、日本・ラオスそれぞれの法制度を前提とした処理の検討

### ○ 意見交換会

作成するモデル教材につき、コンセプトや利用者、種類・スタイル等に関し意見交換

### ○ 見学

法科大学院、警察、検察庁、裁判所、弁護士

会の各見学

以下、それぞれの内容について紹介する<sup>2</sup>。

## 3 講義について

ラオスでは、前記のとおり、法理論について十分な理解がされていないことから、一方で、法律の条文の背景にある原理・原則に関する探究がされておらず、他方で、実務上発生する問題について、必ずしも法理論を意識した問題の解決がされていない。

そこで、研修員がラオスの刑事訴訟法における法理論につき考えを深める際に参考としてもらうため、まず、加藤教授から、「日本の刑事訴訟法の基本原則・原則について」という標題で、

- ① 刑事訴訟全体
- ② 捜査
- ③ 公訴提起
- ④ 公判手続
- ⑤ 証拠

の各段階別に、日本の刑事訴訟における原理・原則の講義がなされた。



<加藤教授による講義の様子>

また、洲見教授は、「日本から見たラオスの刑事訴訟法」というタイトルで、

- ① 「事案真相」解明への姿勢
- ② 捜査に対する規律の在り方
- ③ 身柄拘束制度の捉え方

<sup>2</sup> 研修員からの要望を踏まえ、事例検討会の枠の一部を使い、チャートの検討を行ったが、ここではその内容は割愛する。

#### ④ 証拠法のあり様

といった観点から、ラオスの刑事訴訟法の比較法的な検討を行った。

さらに、ラオスにおける刑事司法では、必ずしも弁護活動が十分に行われていない実態を踏まえ、宮家弁護士からは、「辩护人（被疑者・被告人）の役割」という標題で、日本の刑事訴訟手続における被疑者・被告人又は辩护人の権利につき、

- ① 憲法上の規定
- ② 基本原理
- ③ 個別の制度（捜査段階・公判段階）

に分けて説明がなされたほか、「国際人権法（刑事法）」という標題の下、

- ① 法源
- ② 自由権規約と人権委員会
- ③ 自由権規約の条項

の各項目について紹介があった。

このほか、私からは、「日本の刑事訴訟手続について」という標題で、日本の刑事手続に関わる捜査機関や裁判所のシステムのほか、殺人の事例を通じ刑事実務の一連の流れを紹介した。

いずれの講義でも、研修員の問題意識は高く、講師に対して積極的な質問がされ、活発な議論が展開されたことが大変印象的であった。例えば、私の講義で出された質問を一部紹介すると、

- ・ 被疑者の釈放と事件処理との関係（釈放後、事件の捜査を続けることはできるのか）<sup>3</sup>
- ・ 被疑者が（無実で）釈放された場合、補償はされるのか
- ・ 被疑者が起訴前に担保を提供して釈放されることはあるのか<sup>4</sup>

<sup>3</sup> ラオスの刑事訴訟法では、捜査官は捜査開始命令の日から60日以内に事件ファイルや証拠物を検察官に送るなど捜査期間が定められている（41条）ことから、こうした質問が出たようである。

<sup>4</sup> ラオスの刑事訴訟法では、軽犯罪（刑法8条で定義される。）の被疑者について、検察官は、起訴前であっても、担保として保証金の提供を受け又は受けずに、釈放することができるという（66条）。

などといったものがあった。

こうした質問をする背景には、研修員が自国の制度との比較を通じて問題意識を持っている場合が多く、そうした背景を探ることで、逆にラオスの法制度をより深く理解できると思われた。

また、ラオスでは、法律書と呼べるような文献がほとんど出版されておらず、研修員の多くに執筆経験がないことを踏まえ、加藤教授及び洲見教授から、「刑事訴訟法教材の作成について」という標題で、①日本において刊行されている法律書についての概略説明、②「体系書」の構成について講義をしていただいた。具体的には、①につき、法律の解説書・学習書等の種類として、

- ・ 体系書（textbook）
- ・ 注釈書（Kommentar）
- ・ 事例問題集（casebook/Q&A/handbook）
- ・ 実務についての解説書（handbook）

それぞれのコンセプト・内容・対象等について説明がなされた。

また、②につき、ロースクール生の間で広く用いられている田口守一著『刑事訴訟法[第5版]』（弘文堂、2009年）を取り上げて、その構成について紹介した。



<洲見教授による講義の様子>

そのほか、折りに触れ、ラオスの刑事訴訟法の解読論を展開するきっかけとなりそうな問題点、今後の法改正<sup>5</sup>において留意すべき点、教材作りの際の注意事項について言及がなされた。

<sup>5</sup> ラオスの国会は、2012年6月に刑事訴訟法の改正を予定している。

#### 4 事例検討会について

事例検討会で取り上げた事例は、ラオス最高人民裁判所裁判官が実際にラオスの裁判所で取り扱っている事案を基にして提案したものであった。

##### <事案の概要>

「A は、BCD と共に A 方で飲酒していたところ、AC が外出したが、A は約 30 分後に帰り、C もその約 10 分後に戻った。A～D はそのまま飲酒を続け、A 方で寝てしまった。翌朝、A 方に接する F 社の敷地で警察官が現場検証を行っていた。警察官によると、昨晚何者かが F 社に盗みに入ったという。現場検証中に、F 社の横に財布が落ちているのが発見されたが、その財布の中には C の写真が入っていた。C は、警察官に『その財布は何日も前に落としたものだ。』と説明した。しかし、警察官は、F 社に盗みに入ったのは A～D だと推定した。」

##### <小問>

小問 1 警察が検察官に A～D 全員につき逮捕状を請求した場合、検察官はどうするか<sup>6</sup>。

小問 2 警察が全員を令状なしに現行犯逮捕又は緊急逮捕<sup>7</sup>した場合、適法か。

小問 3 これら以外の手段があるか。

事例に掲げられている事情だけでは逮捕が許されないのは明白であり、そもそも取り上げる事例として適切かやや疑問はあったが、ラオス側で選んだものであり、ラオスと日本の逮捕制度等を比較検討する材料としては有用と思われたため、これを用いることとした。

<sup>6</sup> ラオスの刑事訴訟法は、検察官を訴追官とする一方、検察官による捜査機関の監視をも期待しており（73条）、人民裁判所のみならず検察官にも逮捕状の発付権限を与えている（62条）。なお、日本の刑事訴訟法における処理を検討するに当たっては、小問1の「検察官」を「裁判官」と読み替えた。

<sup>7</sup> ラオスにおける現行犯逮捕及び緊急逮捕（63条）は、令状を要しない点で日本と共通するものの、日本とは要件が異なる。殊に、ラオスの緊急逮捕は、犯罪を犯した疑いのある個人が、①怪しい経歴を有する若しくは住所不明である場合、又は、②逃亡中である場合に広く認められ、厳重な制約を設ける日本の緊急逮捕とは異質である。

小問1・2に関し、研修員から次の説明があった。

- ・ ラオスの刑事訴訟法では、通常逮捕（62条）は、捜査開始命令<sup>8</sup>（37条）の後でなければならぬが、現行犯逮捕又は緊急逮捕（63条）に関してはこうした制限がない。
- ・ 通常逮捕の要件は、①法律で自由剥奪の刑を規定されている犯罪であること、②提出された証拠<sup>9</sup>が確実で十分であることの2つである。

この点に関して、日本側から、ラオス刑事訴訟法62条では、逮捕状の発付に際しては、③容疑者の逃亡、証拠の廃棄又は被害者又は証人に対する加害の可能性などの条件に基づくものとされており、逮捕の理由となる①②以外に、逮捕の必要性ともいべき③についても要件となるのではないかと指摘をした。こうした点については、実務上確立された解釈が存在してしかるべきと思われるが、研修員によって見解が異なるだけでなく、通説的な見解も判然とせず、ラオスでは、これまで、この点に関して必ずしも十分な議論がされてこなかったとの印象を受けた。

また、小問3に関して、研修員からは、次の説明があった。

- ・ 捜査機関の本部長又は検察官は、ラオスの刑事訴訟法60条が規定する勾引<sup>10</sup>を行う。
- ・ 容疑者からの証言聴取後、その容疑者が犯罪を犯したことを立証する信頼に足る証拠が見つかった場合、同法61条が規定する連行が認められ、48時間以内に暫定証言を得た後、信頼できる情報が見つければ、捜査機関の本部長は、捜査開

<sup>8</sup> ラオスの刑事訴訟法37条は、犯罪に関連する確信できる情報がある場合、捜査機関の本部長又は検察官が「捜査開始命令」を出すとしている。これにより「容疑者」は「被疑者」となり（同法28条）、捜査機関は、捜査手段及び強制的な手段（同法42条以下）を用いることができるようになる。

<sup>9</sup> ラオスでは、刑事訴訟法の規定に基づいて収集された「証拠」と単なる「情報」とが区別され、逮捕状の発布を受けるには、単なる情報では足りず証拠でなければならないと解されている。

<sup>10</sup> ラオスの刑事訴訟法は、容疑者、被疑者等が3度召還を受けたが理由なく出頭しなかった場合、捜査機関の本部長又は検察官は、勾引状を発行する旨規定している（60条）。



始命令を出すとともに、検察官に勾留状を請求し、十分な情報がなければ、釈放命令を出し、検察官に報告する。

この点に関し、研修員の中からは、60条の勾引が61条の連行の前提であるかのような意見が出たが、条文の規定上はそうになっておらず、実際にも、出頭要請に応じた者（60条の勾引をしなかった者）について61条の連行が必要なケースもあり得ることから、日本側からは、その旨指摘するとともに、今後の法改正では、こうした点を明確に規定するようアドバイスをした。

そのほか、ラオスの刑事訴訟法では、容疑者からの証言聴取そのものを正面から規定した条文がないこと（61条の「容疑者からの証言聴取後」という文言が根拠とされている。）、容疑者に対する勾引や連行について規定している一方、容疑者の権利について規定していないのは問題であることなどを日本側から指摘し、併せて法改正の際に検討するよう促した。

#### 4 意見交換会について

モデル教材に関する意見交換会では、本プロジェクトで予定している活動を再確認した上、研修員を2つのグループに分け、各グループで次の項目について検討した。

- ① 教材作成に関して、具体的にどのようなニーズがあるのか（どのような法律関連の文献があり、あるいは、ないのか）。
- ② 教材に関するコンセプトをどのようなものにするのか。
- ③ どのような利用者を想定するのか。
- ④ 教材の種類、あるいは、スタイルをどのようにするのか。

その上で、各グループの代表者に、これら各項目に関する検討結果を発表してもらい、さらに、全体で議論した。

また、モデル教材については、共同執筆を予定していることから、加藤教授及び洲見教授から、共同

執筆における注意事項について説明がなされた。

#### (1) グループにおける検討結果

佐藤 JICA 専門員、伊藤専門家、洲見教授、当部教官らが見守る中、いずれのグループでも熱心な議論がなされた。検討結果については、各グループの代表者から発表してもらい、さらに、全体で議論した。

グループ1の代表者は、①～③の項目に関して、刑事訴訟に携わる捜査機関、検察官、裁判官、弁護士及び大学教員を対象とし、読めば、当事者の役割を含め、刑事訴訟法の手続が理解できるようなものにする、④の項目に関し、これまで準備してきたチャートに基づき、法律の原理・原則や事例（実際にあった事例で、法律上、対立があるもの）を入れることを発表した。

また、グループ2の代表者からは、①の項目に関して、各機関で必要なものを盛り込むが、レベルが高すぎず低すぎず、ラオスの刑事訴訟手続全てを網羅した教材にしたいこと、②の項目に関して、実務家が読んで理解を深め、業務に生かすことができるようなものにしたいこと、③の項目に関して、警察官、検察官、裁判官、弁護士、大学教員その他この分野に関心を持っている人を対象にすること、④の項目に関し、定義、理論・原則、実務、事例や問題の分析を盛り込んだ刑事訴訟の手引きのようなものを作りたいことについて発表があった。

その後、研修員が補充で、①の項目につき、「ラオスの法律には文言を理解できないものもあるし、実務家が条文の目的を分かっていない場合もあり、一度も使われたことがない条文も存在する。モデル教材を作ることで、解釈を統一し、同じ理解の下で法律を使うようにしなければならない。そのためのマニュアル等が不足していると思う。」との意見を述べた。この点に関する研修員の認識はおおむね一致していた。

#### (2) 全体会における議論

全体会では、③の項目につき、モデル教材の利用者として、実務家（捜査機関を含む。）と大学教員を想定し、学生には参考文献として提示するにとどめると

いうことで異論はなかった。また、②の項目についても、教材のコンセプトとして、実務上の参考にするという点に主眼を置くということでも一致した。

なお、④の教材の種類・スタイルについて、コメント形式のものにすべきか議論したが、マニュアル的な本とし、その中に、原理・原則や理論と実務との両方を盛り込むという意見が大勢を占めていた。



<全体会における議論の様子>

いずれのグループも、モデル教材に事例を盛り込みたいとしており、どのようなものをイメージしているか尋ねたところ、法が定める手続に従っていない事例、あるいは、捜査機関・検察官・裁判官がそれぞれの活動を理解できるような事例などといった回答が返ってきた。こうした回答からは、実際に扱われた具体的な事例をイメージしているものと思われるため、日本側から、日本の刑事訴訟法の教科書では、読者の理解を助けるために、とても短い例が用いられているにとどまること、最初から分厚いものではなく、メンバーが共通して賛同でき、捜査機関も含む実務家に知ってもらいたい最小限のところから出発してはどうかと提案した。

また、これらの議論に付随して、チャートで第一審手続を扱っていることとの関連で、モデル教材で第一審手続のみならず、控訴・上告、執行まで取り上げるべきか検討した。第一審手続のみ扱えばいいとの意見も出たが、最終的には、第一審手続ほど掘り下げないにしても、控訴・上告、執行まで取り上げる方向で議論は収束した。

### (3) 共同執筆における注意事項

加藤教授及び洲見教授から、研修員に対し、共同執筆に当たる上での注意事項として、次のような事項が指摘された。

- ・ 目次の作り方には、あらゆる項目を拾い出し系統的に目次を作る方法と、全体を30項目くらいに分け関連する問題点を論ずる方法がある。
- ・ 目次の骨組みを組み立てながら書くことが大切であり、書き進める中で、出発点に立ち戻って修正が必要になるかもしれない。
- ・ 誰がどの項目を書くのかと関連して、各メンバーの職務との関係で、適任者に各項目の執筆を割り当てる必要がある。
- ・ 計画的に一定の時期を決めて原稿を持ち寄り、協議する機会を設ける必要がある。その際には、互いに、積極的に意見を述べ、修正すべき点は修正し、全体として調和するようにしなければならない。
- ・ 全体の統一を図る必要があり、全体を見渡す役割の者を決め、その者が打ち合わせの会議に常時出席し、修正すべき点を普段から助言する。
- ・ 対象である実務家や大学教員が読んだとき、どういう受け取り方をされるのかを意識しながら執筆する必要がある。
- ・ 場合によっては、複数の見解が存在することを客観的に紹介し、読者に委ねるのも一つの方法である。
- ・ 図やチャート、イラストのような、見てすぐ分かるものを入れて説明すると、格段に分かりやすくなる。

## 5 見学について

今回の本邦研修は、前記のとおり、刑事訴訟法サブワーキンググループのメンバーにとって最初のものであり、ラオス側からも、関係機関の施設見学を希望する声が上がっていたため、

- ・ 同志社大学法科大学院（講義の聴講を含む。）
- ・ 大阪府警察本部（科学捜査研究所の見学及び盗

犯担当捜査官による講義を含む。)

- ・ 大阪地方検察庁
- ・ 大阪地方裁判所 (法廷傍聴等を含む。)
- ・ 大阪弁護士会 (刑事弁護委員会の弁護士との意見交換会を含む。)

の各見学を実施した。

ラオスでは、日本のような統一的な司法試験は実施されておらず、裁判所及び検察院がそれぞれ国立大学等の卒業生から職員を採用し、その職員の中から一定の職務経験を経た者が裁判官・検察官になるシステムが採られていることから、日本における法科大学院、司法試験及び司法研修所相互の関係がやや理解しにくかったようであった。そのため、法科大学院の見学後、伊藤専門家から、研修員に対し、日本の法曹養成過程について説明してもらう機会を設けた。

また、ラオスでは DNA 型鑑定などの科学的な捜査手法がまだ用いられておらず、研修員は、熱心に科学捜査研究所を見学し、同所研究員に多くの質問を投げ掛けていた。大阪府警察の見学を通して、研修員は、ラオスの刑事司法に科学的な捜査手法を導入することの重要性を改めて認識したようであり、研修員は、こうした捜査手法の導入はラオスの今後の課題である旨述べていた。

## 6 所感

今回の本邦研修では、日本の刑事訴訟法の基本原則を紹介するなどしたほか、比較法的な観点を提示することで、研修員がラオスの刑事訴訟法の理論や実務を研究する一つの切り口を与えることができたのではないと思われる。しかし、ラオスの刑事訴訟法の解釈論を深めるまでは至らず、この点は、モデル教材の作成に関するより具体的なイメージ作り

及び計画策定とともに、伊藤専門家を中心としたラオス現地での活動に委ねざるを得なかった。

ラオスでは、2012年6月の国会において、民事訴訟法及び刑事訴訟法の改正が予定されており、刑事訴訟法のサブワーキンググループのメンバーの中には法改正に関わっている者もいる。モデル教材には、改正法の内容を反映する必要があるため、今後の法改正の行方からは目を離すことができない。

なお、今回の本邦研修は、2週間にわたるものであったが、講義、事例検討会、意見交換会のほか、多数の見学先を訪れ、研修員にとってはやや過密なスケジュールであったようである。現に、研修員からは、見学先によっては十分な時間がなかったという意見も出たし、次回の研修では期間を3週間ないし1か月にしてほしいとの声も上がっていた。今後、本邦研修の機会にモデル教材の執筆を集中して行うような場合には、研修期間を延ばすことも検討する余地があるかもしれない。

最後になるが、まず、今回の本邦研修を実施するに当たり、ご多忙中、加藤教授、洲見教授、宮家弁護士にご参加いただいたことに感謝申し上げたい。また、伊藤専門家にも、ラオス側と日本側の意思疎通が円滑に行われるよう、折に触れて助けていただいた。この場をお借りしてお礼申し上げたい。ありがとうございました。



<全員で記念撮影！>

## ラオス法律人材育成強化プロジェクト第2回本邦研修日程

[ 担当教官：中村教官 事務担当：瀬井専門官，菅原専門官 ]

月 日	9:30 12:30	14:00 17:00	備考
10 / 日 16	入国		
10 / 月 17	JICAオリエンテーション OSIC	国際協力部プログラムオリエンテーション(13:30~14:00) OSIC 加藤教授 OSIC	講義：日本の刑事訴訟法の基本原理・原則について OSIC
10 / 火 18	講義：日本の刑事訴訟手続について 中村教官 ICD	警察施設見学及び警察官による講義 大阪府警察本部	
10 / 水 19	講義：刑事訴訟法教材の作成について 加藤教授，洲見教授 同志社大学	法科大学院見学 同志社大学	
10 / 木 20	講義：弁護人の役割 宮家弁護士，洲見教授，加藤教授 OSIC	講義：日本から見たラオスの刑事訴訟法 加藤教授，洲見教授 OSIC	
10 / 金 21	事例検討会① 加藤教授，洲見教授，宮家弁護士 OSIC	講義：刑事訴訟法教材の作成について 加藤教授，洲見教授 OSIC	
10 / 土 22			
10 / 日 23			
10 / 月 24	教材作成についての意見交換会① 加藤教授，洲見教授 OSIC	教材作成についての意見交換会② 加藤教授，洲見教授 OSIC	
10 / 火 25	裁判所見学 大阪地方裁判所	部長主催意見交換会 写真撮影 ICD	検察庁見学 大阪地方検察庁
10 / 水 26	教材作成についての意見交換会③ 加藤教授，洲見教授 ICD	事例検討会② 加藤教授，洲見教授 ICD	
10 / 木 27	講義：国際人権B規約について（仮題） 宮家弁護士 ICD	弁護士会見学 大阪弁護士会	
10 / 金 28	ラップアップ（総括質疑、今後の教材作成について意見交換等） 加藤教授，洲見教授，宮家弁護士 OSIC	評価会・修了式 OSIC	
10 / 土 29	帰国		

※OSIC=JICA大阪国際センター/ICD=法総研国際協力部（大阪中之島合同庁舎）



ラオス法律人材育成プロジェクト本邦研修 研修員

1	<b>ヴィエンヴィライ・ティアンチャンサイ</b>
	<b>Mr. Viengvilay THIENGCHANHXAY</b>
	ラオス国立大学法政治学部長
2	<b>ブンコン・パンヴォンサー</b>
	<b>Mr. Bounkhong PHANVONGSA</b>
	司法省人事部政党課長
3	<b>スパシット・ローワンサイ</b>
	<b>Mr. Souphasith LOVANXAY</b>
	最高人民検察庁検察官研修所副所長
4	<b>ソムマイ・ブッタヴォン</b>
	<b>Mr. Sommay BOUTTAVONG</b>
	中部高等裁判所刑事部裁判官
5	<b>センタヴィ・インタヴォン</b>
	<b>Mr. Sengthavy INTHAVONG</b>
	ラオス国立大学法政治学部刑事法学科長
6	<b>スパポーン・インタヴォン</b>
	<b>Mr. Souphaphone INTHAVONG</b>
	最高人民検察院検察官研修所カリキュラム研究部長
7	<b>ブンマー・ドウアンマラーシン</b>
	<b>Mr. Bounma DUANGMALASINH</b>
	中部高等人民検察庁刑事部長
8	<b>チャンタブン・ペーンカムサイ</b>
	<b>Mr. Chanthaboun PHENGMHAMSAY</b>
	最高人民検察庁法学研究部長
9	<b>ポーンセーン・クンタヴィドゥアンチャイ</b>
	<b>Mr. Phoneseng KHOUNTHAVYDUANGCHAI</b>
	ラオス国立大学教務課長
10	<b>シーワン・ブンタラー</b>
	<b>Mr. Syvanh BOUNTHALA</b>
	最高人民裁判所刑事部裁判官
11	<b>ミットラコーン・ソンカムチャン</b>
	<b>Mr. Mitlakhone SONGKHAMCHAN</b>
	司法省国際協力研究所専門官
12	<b>パイワン・ウンヴィライ</b>
	<b>Mr. Phaivanh OUNVILAI</b>
	司法省北部法科大学教務課長
13	<b>スリデート・ソーインサイ</b>
	<b>Mr. Soulideth SOINXAY</b>
	最高人民裁判所刑事部裁判官補助